

○宮崎大学工学教育研究部将来計画委員会規程

〔平成 24 年 4 月 1 日〕
制 定
改正 令和 3 年 3 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学工学部（以下「本学部」という。）及び工学研究科の、学部及び研究科の設置・改廃等の将来構想を検討するため、宮崎大学工学教育研究部に設置する宮崎大学工学教育研究部将来計画委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、工学教育研究部長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部・研究科の将来構想に関すること。
- (2) 中期目標・中期計画に関すること。
- (3) その他学部・研究科の将来計画に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育研究評議会評議員及び副学部長の中から工学教育研究部長が指名する者 2 人
- (2) 工学教育研究部長推薦による各プログラム教員 各 1 人
- (3) 工学教育研究部長推薦による工学基礎教育センター教員 1 人
- (4) その他委員会が必要と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 前条第 2 号及び第 3 号委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし任期の末日は、当該委員を推薦した工学教育研究部長の任期の末日を越えることができない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は工学教育研究部長が指名する委員をもって充て、副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、本学部総務係において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学工学部将来計画委員会規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。